

介護老人保健施設はくじゅ訪問リハビリテーション  
(介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 この規程は、介護保険法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「介護老人保健施設基準省令」という）及び指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「居宅サービス事業基準省令」という）その他関係法令通知の定めるもののほか、公益財団法人シルバーリハビリテーション協会（以下「当法人」という）が設置経営する介護老人保健施設はくじゅ指定訪問リハビリテーション事業（介護予防訪問リハビリテーション）（以下「当事業所」という）の運営に関する重要事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 当事業所が行う事業は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当事業所では、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画（以下「訪問リハビリテーション計画等」という）に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
  - 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
  - 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
  - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
  - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
  - 7 当事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設はくじゅ
- (2) 開設年月日 昭和 63 年 12 月 1 日
- (3) 所在地 青森県八戸市大字河原木字北沼 22-39
- (4) 電話番号 0178-28-4001 FAX 0178-28-4390
- (5) 管理者名 施設長 荒井 三郎
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 0250380003 号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 当事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 2 管理者 1 名 (介護老人保健施設 施設長 (医師) 兼務)  
事業所における職員の管理、指定訪問リハビリテーション等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。
- 3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 各 1 名以上、必要人員を配置  
(介護老人保健施設入所、短期入所及び通所リハビリテーション業務と兼務)  
医師の指示及び訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚法等により、指定訪問リハビリテーション等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は通年営業とする。
- (2) 営業時間は 8 : 30 から 17 : 30 までとする。
- (3) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により事業所からのサービス提供が困難な場合、臨時に営業を休止することがある。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション等は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーション等は、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医意見書に基づき、訪問リハビリテーション計画等に沿って実施するものとする。
- 3 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。
- 4 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及び家族に理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 5 指定訪問リハビリテーション等を実施した場合は、終了後速やかに、利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録するものとする。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める利用約款により支払いを受ける。
- (2) 利用料の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとする。
- (3) 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える訪問リハビリテーションを提供する。介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、定められた利用料金の全額（10割）の支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 当事業所が通常の事業を行う地域は、八戸市、おいらせ町、五戸町、南部町、階上町の区域とする。

(身体拘束等)

第10条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記録する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第12条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めることとする。

- 2 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期限、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。
- 3 指定訪問リハビリテーション等の提供を行う職員は、当該リハビリテーションの提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

(緊急時の対応等)

第13条 職員は、現に指定訪問リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第15条 当事業所は、運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の資質向上のため、最低年1回の研修の機会を設ける。
- 3 当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、当施設は、あらかじめその事項に従業者との誓約書に盛り込むものとする。
- 4 当事業所のサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償するものとする。このため、当施設はあらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。
- 5 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーション等の提供に関し、診療録、看護・介護録、機能訓練録その他必要な記録を整備する。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合、当事業所は、原則としてこれに応じる。ただし、家族からの請求については、本人の同意が得られない場合は、これに応じないことができる。
- 6 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか当事業所の運営に関する事項は、居宅サービス事業基準省令第155条において準用する同第125条に定める重要事項説明書（利用約款）に定めるほか、利用者及びその家族と当法人が協議して定める。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

# 介護老人保健施設はくじゅ訪問リハビリテーション

## (介護予防訪問リハビリテーション) 利用約款

### (施設控)

#### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設はくじゅ（以下「当事業所」という）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）（以下「訪問リハビリテーション等」という）を提供し、一方、利用者及び利用者を保護する者（以下「保護者」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

#### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設はくじゅ訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用契約書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、保護者及び連帯保証人に変更があった場合は、新たに契約を締結することとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、重要事項説明書の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することができるものとします。なお、内容に変更があった場合は、その都度お知らせ致します。

3 本約款は利用者・保護者、当施設が各々1通ずつ保管します。

#### (利用者からの解除)

第3条 利用者及び保護者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション等の利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び保護者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション等実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

#### (当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び保護者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション等の利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーション等の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び保護者、連帯保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は保護者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、利用させることができない場合

(利用料金の支払い)

第5条 利用者及び保護者及び連帯保証人は、連帯して当事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション等の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、定められた利用料金の全額（10割）をお支払い頂きます。
- 3 当事業所は、利用者及び保護者が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日に発行し、所定の方法により交付します。利用者及び保護者、連帯責任者は、連帯して当事業所に対し、当該合計額をその月の26日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は口座振替となります。
- 4 当事業所は、利用者又は保護者、連帯責任者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は保護者、連帯責任者の指定する者に対して、領収書を交付します。

(記録)

第6条 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーション等の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、保護者その他の者（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する事とします。

(虐待防止に関する事項)

第8条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は保護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は保護者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター【介護予防支援事業所】）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対し訪問リハビリテーション等利用中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者及び保護者が指定する者に対し連絡行う等の必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第11条 当事業所は、サービス提供等により事故が発生した場合、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご家族、利用者の住む市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

2 事故の状況及び事故に際して採った処置等について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐ等の対策を講じます。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者及び保護者は、当事業所の提供する訪問リハビリテーション等に対しての要望又は苦情について、支援相談員に申し出ることができます。

1 当事業所のお客様相談・苦情窓口

責任者 施設長 荒井 三郎

担当者 支援相談室 室長 鈴木 秀樹

受付日 常時 受付時間 8:30～17:30

2 当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合へ相談・苦情を伝えることができます。

I 八戸市介護保険課 0178-43-9292

II 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1336

(賠償責任)

第13条 訪問リハビリテーション等の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び保護者及び連帯保証人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は保護者と当事業所が協議して定めることとします。

(別紙1)

介護老人保健施設はくじゅ訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）  
重要事項説明書  
(令和6年6月1日現在)

1. 介護老人保健施設はくじゅ訪問リハビリテーションの概要

(1) 事業所の名称等

- ・名称 介護老人保健施設はくじゅ
- ・開設年月日 昭和63年12月1日
- ・所在地 青森県八戸市大字河原木字北沼22-39
- ・電話番号 0178-28-4001 ・ファックス番号 0178-28-4390
- ・管理者名 施設長 荒井 三郎
- ・介護保険事業所番号 介護老人保健施設(0250380003号)
- ・サービスを提供できる地域 八戸市、おいらせ町、五戸町、南部町、階上町

(2) 事業所の職員体制

当事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りです。

- ・管理者 1名（介護老人保健施設 施設長（医師）兼務）  
事業所における職員の管理、訪問リハビリテーション等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される訪問リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとします。
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 各1名以上、必要人員を配置  
（介護老人保健施設入所、短期入所及び通所リハビリテーション業務と兼務）  
医師の指示及び訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚法等により、訪問リハビリテーション等を行うものとします。

(3) 営業日及び営業時間

- ・営業日は通年営業とします。
- ・営業時間は8:30から17:30までとします。
- ・天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により事業所からのサービス提供が困難な場合、臨時に営業を休止することがあります。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の内容

- ① 訪問リハビリテーション等は、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医意見書に基づき、訪問リハビリテーション計画等に沿って実施します。
- ② 訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとします。
- ③ 訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及び家族に理解しやすいように指導又は説明を行うものとします。
- ④ 訪問リハビリテーション等を実施した場合は、終了後速やかに、利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録するものとします。



### 3. 利用手続き

#### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

#### (2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合は1週間前までにお申し出ください。

②やむを得ない事情（人員不足等）によりサービスを終了させて頂く場合、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

#### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

・利用者が亡くなられた場合

#### ④その他

利用者や保護者などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

### 4. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

(協力医療機関)

- |      |                     |
|------|---------------------|
| ① 名称 | シルバークリニック           |
| 住所   | 八戸市大字河原木字八太郎山10-444 |
| 電話番号 | 0178-28-4688        |
| ② 名称 | メディカルコート八戸西病院       |
| 住所   | 八戸市大字長苗代字中坪77       |
| 電話番号 | 0178-28-4000        |

### 5. 要望及び苦情等の相談

当事業所には相談援助の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話0178-28-4001)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

### 6. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

## 1. 訪問リハビリテーションの利用料

## ①訪問リハビリテーション費（要介護1～5）

	1回（20分）	2回（40分）	3回（60分）
1割負担	308円	616円	924円
2割負担	616円	1,232円	1,848円
3割負担	924円	1,848円	2,772円

## ②加算

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	400円/日	600円/日
リハビリテーションマネジメント加算 イ	180円/月	360円/月	540円/月
リハビリテーションマネジメント加算 ロ	213円/月	426円/月	639円/月
※医師が利用者又はその家族に説明した場合	270円/月	540円/月	810円/月
サービス提供体制強化加算（I）	6円/回	12円/回	18円/回

## 2. 介護予防訪問リハビリテーションの利用料

## ①介護予防訪問リハビリテーション費（要支援1, 2）

	1回（20分）	2回（40分）	3回（60分）
1割負担	298円	596円	894円
2割負担	596円	1,192円	1,788円
3割負担	894円	1,788円	2,682円

## ②加算

加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	400円/日	600円/日
サービス提供体制強化加算（I）	6円/回	12円/回	18円/回

(別紙3)

## 個人情報利用同意書

私(及び私の家族)の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

1. 使用目的
  - (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターと介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
  - (2) 上記(1)の外、居宅介護支援事業者、包括支援センター又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
  - (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で、医師・看護師等に説明する場合。
  - (4) 介護サービスや業務運営の維持・改善のための基礎資料に使用する場合。
2. 個人情報を提供する事業所
  - (1) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
  - (2) 病院又は診療所(体調を崩し又はケガ等で診療する事になった場合)
  - (3) 地方自治体等公的機関
  - (4) 個人情報を取り扱う業務の一部を外部委託することがあります。
  - (5) ご利用者様の情報は東北医療福祉事業協同組合及びその組合員へ下記目的で情報提供させていただきます。組合員は(<http://www.sg-kumiai.or.jp>)の掲載事業者
    - a) 保険者への医療・介護保険に係る請求業務及び組合員間での共同請求事務
    - b) ご利用者様へ最適なサービスの提供及びリスク回避の為の情報交換
    - c) ご利用者様へサービスを永続的に提供できるよう事業所の経営資料(統計・分析)の作成
3. 使用する期間 サービス提供を受けている期間
4. 使用する条件
  - (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
  - (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報の内容等の経過を記録する。

公益財団法人シルバーリハビリテーション協会

介護老人保健施設はくじゅ 理事長 田中 由紀子 殿

説明者

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

家族・保護者 住所

氏名

続柄